

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金

募集要項（令和9年度事業実施分）

この事業は国土交通省の街なみ環境整備事業を活用して実施しています。

応募前事前相談受付期間：令和8年4月13日(月)～6月30日(火)

修景事業実施期間：令和9年交付決定通知日～令和10年2月29日(火)

目次

1. 事業の趣旨	2
2. 補助金交付の要件	2
(1) 対象区域	2
(2) 対象となる建造物	3
(3) 対象となる事業及び修景基準	4
(4) 補助対象者	5
3. 補助対象経費	6
(1) 補助対象となる経費	6
(2) 補助対象とならない経費の例	6
4. 補助金額	7
5. 手続きの流れ	8
(1) 応募手続きについて（令和8年4月～8月）	9
(2) 交付申請～修景事業完了まで（令和9年4月～令和10年2月）	10
(3) 事業完了報告～補助金の交付	10
6. 留意事項	11
(1) 建造物の維持管理について	11
(2) 情報の公開について	11
(3) その他の手続きについて	11
(4) 建物省エネルギー法について	11

1. 事業の趣旨

ならまちの景観を保全し、後世に伝えるために、奈良町都市景観形成地区内で実施する新築、建替え、改修等の事業のうち、建造物の修景事業に対して補助金を交付します。

修景とは

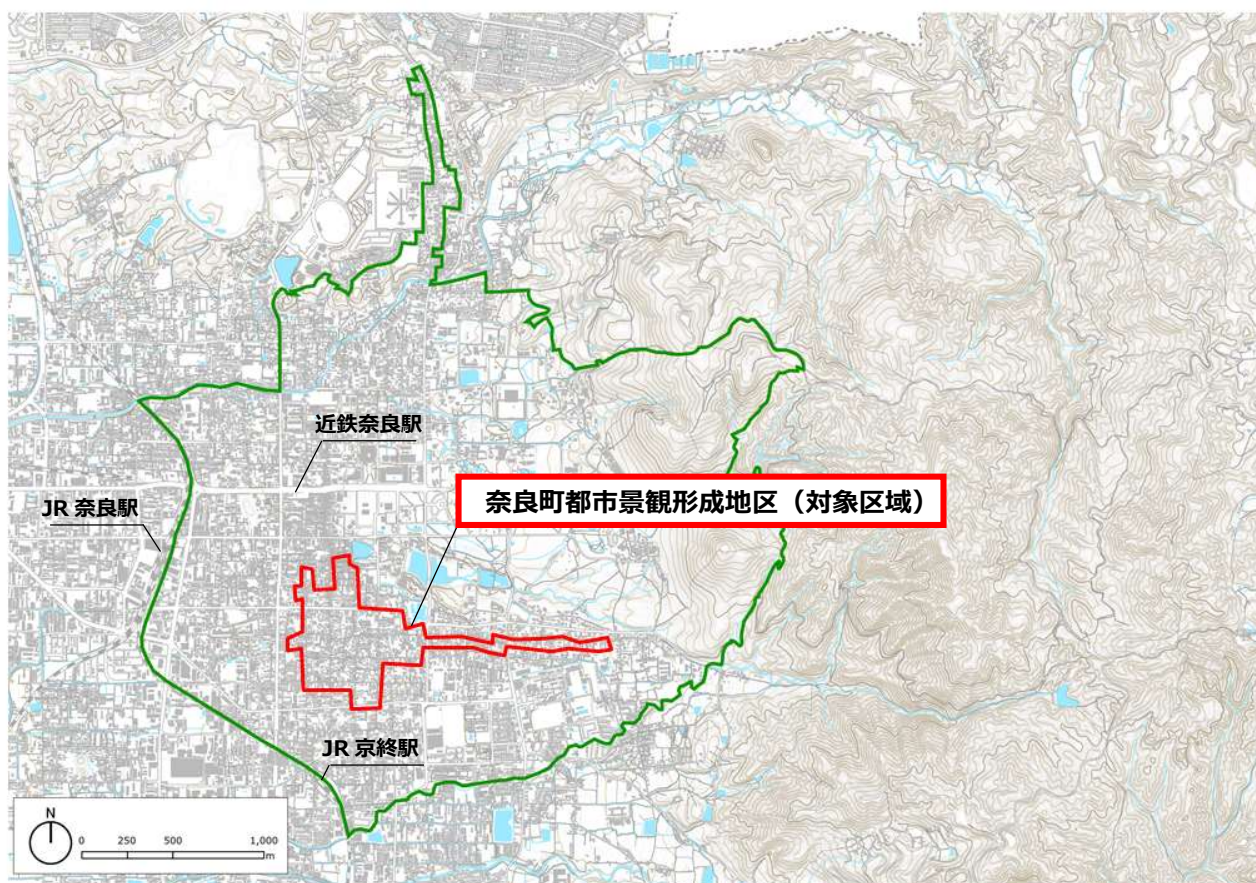
建造物を周囲の景観に調和させ、景観形成を推進することです。

2. 補助金交付の要件

(1) 対象区域

奈良町都市景観形成地区

※なら・まほろば景観まちづくり条例第9条第1項の規定により指定された都市景観形成地区をいいます。



奈良町都市景観形成地区の範囲は、奈良市ホームページ内「奈良市地図情報公開サイト(<https://naracity.geocloud.jp>)」に掲載されている「景観計画」からも確認できます。（「都市景観形成地区」エリアをご確認ください。）

景観計画
(奈良市地図情報公開サイト)



(2) 対象となる建築物

対象区域内に所在する建築物、工作物（新築を含む）のうち道路に面しているもの

ただし、補助を受けて事業を行う予定の建築物や工作物が、修理補助（奈良市歴史的風致形成建築物保存整備事業補助金）の補助対象建築物（下記の①～⑥）に該当する場合、「修景補助」制度は利用できません。

「修理補助」の申請は可能ですのでご相談ください。

修理補助対象建築物の要件 下記のいずれか1つに該当するもの

- ① 登録有形文化財及び登録記念物
- ② 県指定有形文化財及び県指定史跡又は県指定名勝
- ③ 市指定文化財
- ④ 景観重要建築物
- ⑤ 都市景観形成建築物等
- ⑥ その他、歴史的風致の維持及び向上に資すると認められるものであり、かつ概ね昭和中期以前に建設されたもの

修理補助（奈良市歴史的風致形成建築物保存整備事業補助金）については

ホームページにも掲載しています。

<https://www.city.nara.lg.jp/site/naramachi/10261.html>

ページ ID : 0204153

ホームページ QR



(3) 対象となる事業及び修景基準

修景事業のうち、建造物の外観が地域にふさわしい形態となるよう、下記の修景基準に基づき新築、増築、改築その他の整備を行う事業

修景基準

項目		修景基準（補助対象）	
建築物	位置	位置	現在の町並みの壁面線をそろえる。やむを得ず後退させる場合は、伝統的な塀等を設置して、町並みの連続性を維持する。
		敷地	原則として、現在の町並みを形成している歴史的な敷地の形状を維持する。
	構造	構造	原則として木造とする。やむを得ずその他の工法とする場合は、規模・形態を周囲の伝統的な景観に調和したものとする。
		高さ	建築物の高さは前面道路境界線より奥行 10mまでは 8m以下、10m以遠においては高さ 15m以下とする。各階高や軒の高さは、建築物全体のプロポーションや周囲の景観との調和、町並みの連続性に配慮する。
		幅	前面道路に面する建築物は、概ね敷地の間口いっぱい建てるものとし、前面道路に面した空地は設けないものとする。
	外観の意匠	屋根・庇	原則として、切妻造平入り日本瓦（棧瓦・本瓦）とし、大屋根の勾配は 4～5 寸勾配を標準とする。1 階部分には周辺の伝統的建造物と調和するよう通庇を設ける。
		外壁	原則として、漆喰塗壁、腰板張りとし、側面は周辺の伝統的建造物と調和させる。
		玄関・窓等	原則として、出入口は周辺の伝統的建造物にならった板戸、格子戸等とする。その他の開口部には木製あるいはアルミ戸（木目調・黒・茶色等）を設け、周辺の伝統的建造物と調和させる。
		色彩	伝統的な景観に調和したものとする。
		建築設備	道路から直接見えない位置に設ける、又は機器を外壁の色彩と合わせる、もしくは木製格子等で覆うなどして、周囲の伝統的な景観に調和したものとする。
		その他	建築物の外部に照明器具等を設ける場合は、周囲の伝統的な景観に調和する形態・意匠とする。
	工作物	塀	土塀・真壁塀等伝統的な形式のもの、又はそれらにならった意匠のものとする。
門		伝統的な形式のもの、又はそれらにならった意匠のものとする。	
駐車場（営業用）		道路に面した駐車場は、原則として設置しない。やむを得ず設ける場合は、塀・門等で周囲の伝統的な景観に調和したものとする。なお、塀・門は工作物の基準を満たすものとする。	
『奈良町—伝統的な建築様式参考図集—』（奈良市教育委員会、1989）を参考にしてください。			
※『奈良町—伝統的な建築様式参考図集—』は奈良市ホームページからご覧いただけます。			
https://www.city.nara.lg.jp/site/naramachi/187035.html （ページ ID : 0187035）			
右の QR コードからもご覧いただけます。			



(4) 補助対象者

次の(1) (2) のいずれかに該当し、かつ、下記の対象者の要件①～⑤のすべてを満たす個人、もしくは、事業者等を対象とします。

(1) 補助対象物件の所有者

(2) 補助対象物件に係る借地権、借家権、使用权等を有する方で、事業実施について所有者全員の同意を得ている方

対象者等の要件

- ① 修景事業を令和10年2月末までに完了できること。
- ② 奈良市税（市県民税・法人市民税・固定資産税等）を滞納していないこと。
- ③ 補助を受けた建造物を適正に維持管理できること。
- ④ 補助対象物件の名称、所在地、事業概要（事業費、補助金額、修景前後の写真、意見聴取の内容）等の公表に同意できること。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与え、社会の発展を妨げる団体及びその構成員、個人でないこと。

3. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費

補助対象となる建築物や工作物のうち、屋外に面し広く一般公衆から見える部分の外観を修景するために直接必要となる経費で、設計費（工事監理費、測量、調査に要する費用を含む。）及び以下の表の補助対象部分の記載の範囲内の工事費（材料費及び施工費）。

補助対象部分

補助部分		補助の範囲
建築物	屋根（庇を含む）	・下地（垂木、野地板、屋根防水）、瓦、破風板
	外壁	・下地を除く外壁の仕上げにかかるもの（漆喰仕上げの塗り部分、腰板張りの板材等） ・柱等の構造物及びそれらに塗装される防腐塗装等の仕上げ
	金物	・樋一式（ただし、塩ど製でないものに限る） ・水切り等の金物一式
	建具	・開口部の建具と格子（木製格子建具、金属製建具等）
	その他	・基礎部分における束石等の仕上げ ・外部土間部分の石敷き、玉砂利洗い出し等の仕上げ ・室外機等の建築設備を隠すための格子等 ・その他仕上げ等については別途協議する。
工作物	門、塀	・道路面に設置される塀及び門の道路に面した部分 ・塀における表面仕上げ（漆喰塗り、腰板等） ・屋根に設置する瓦（範囲は建築物に準ずる） ・駒寄せ ・その他仕上げ等については別途協議する。 ・土塀等の補助対象となる範囲については工法等により別途協議する。
注	1. 屋根に係る補助の範囲に限り、全面を対象とする。 2. 外部土間等の外構は、道路に面する部分のみ対象とする。	

(2) 補助対象とならない経費の例

- 内部改修に要する経費
- 耐震診断や耐震改修に要する経費
- 解体撤去に要する経費
- 設備の設置に要する経費
- 基礎施工に要する経費
- 工事のための諸経費（光熱水費、土地借用、道路占用、警備員配置費用等）
- 建築確認に要する経費

4. 補助金額

1件あたり補助対象経費(※)の10分の5以内の額(千円未満切捨)
限度額 800万円

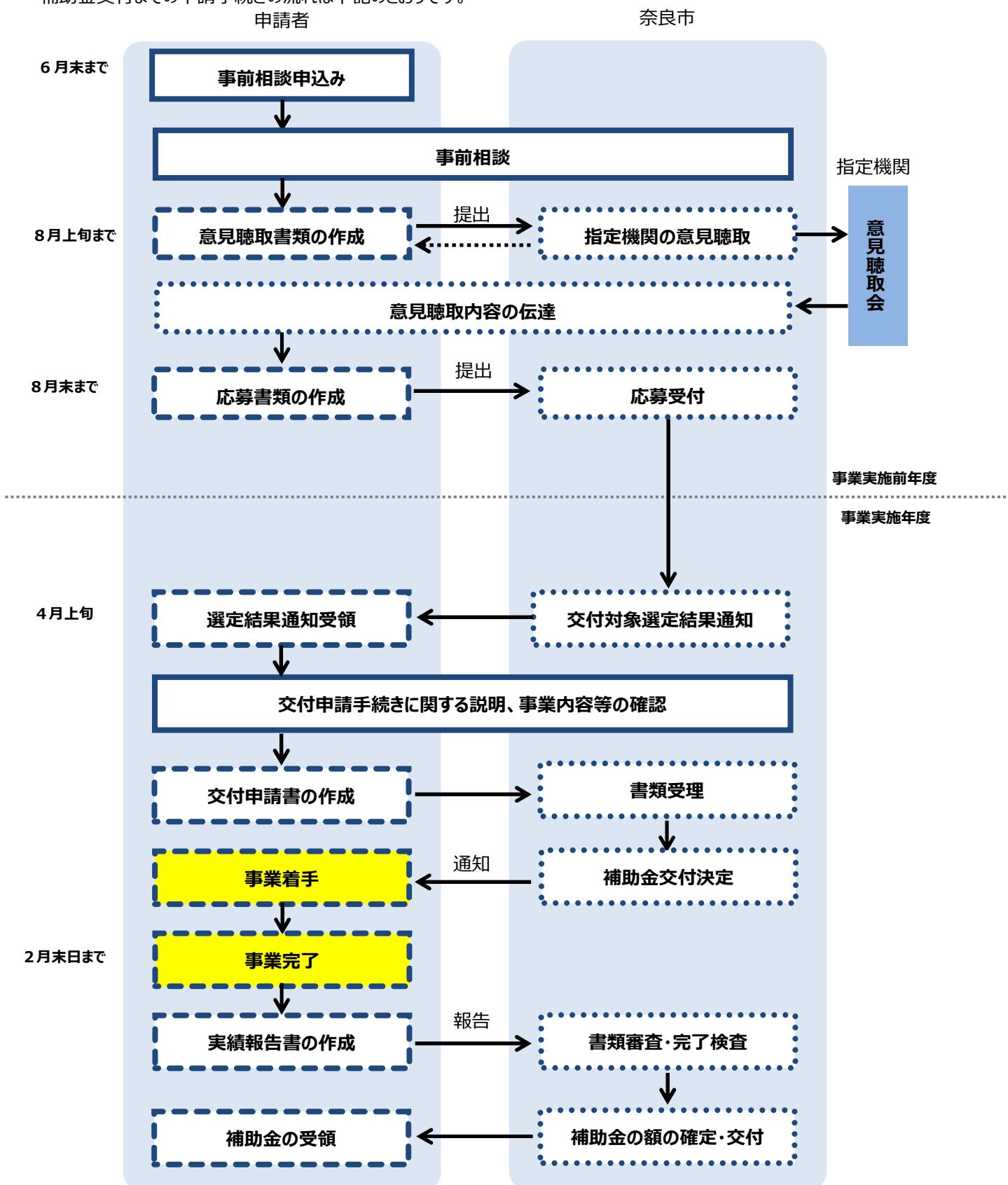
※補助対象経費は、申請者より提出された見積書の金額をもとに、奈良市で算定します。

注意

- **補助金の交付は、奈良市予算の範囲内に限ります。**
(予算措置状況によっては、上記の補助金額は全額交付されないことがあります。予めご了承ください。)
- 補助対象経費が5万円以下の場合、交付対象となりません。
- 交付決定後に事業内容を変更する場合は、事業内容の変更部分の工事に着手する前に観光戦略課に相談していただく必要があります。
補助金の交付額は、変更内容に則して再度算定します。また、当初の交付決定額より増額となった場合、予算の都合により補助金額を増額できない場合がございます。
- 完了検査の際に、申請どおりに完了できていないことが判明した場合、補助金を交付できないことがあります。

5. 手続きの流れ

補助金交付までの申請手続きの流れは下記のとおりです。



(1) 応募手続きについて(令和8年4月～8月)

応募手続きは、下記のとおりです。

※応募に係る経費はすべて応募者負担とします。また、提出書類は理由のいかんにかかわらず、返却いたしません

① 事前相談(事前相談予約受付期間:令和8年6月30日まで)

補助金応募のためには必ず事前相談が必要です。

まずはお申し込みフォームで、事前相談の予約をしてください。予約なしでの相談はお受けできない場合がございます。

事前相談の際に、補助対象となる事業内容が確認するため、建物の状況及び事業内容を詳しくお尋ねします。

修景基準に合致する事業内容でない場合は応募できません。もし合致しない場合は修景基準に合致するよう事業内容を見直していただくこととなります。

事前相談
お申し込みフォーム



※原則対面での相談となりますが、遠方にお住まい等来庁が難しい場合はオンライン対応も可能です。事前相談を予約いただく際にお申し出ください。

② 意見聴取のための資料作成・提出(令和8年8月7日まで)

事前相談の内容に基づき、修景計画が適切なものとなっているか指定機関(※)の意見を聞き取るため、下記の必要書類を作成し提出してください。

資料の内容を確認し、修景基準に合致しない部分があれば資料を修正し再提出いただくこともございますのでご注意ください。

意見聴取に必要な資料 ※データでご用意ください(難しい場合は紙でも可)

- 修景事業計画書 ※所定の様式を使用
- 付近見取り図(1/2500程度) ※インターネットのマップなどは不可
- 設計図書(事業内容が塗装だけの場合などはイメージ図でも可)
 - 計画立面図(1/50) ※無色・着色の両方。着色できない場合は、塗装色がわかる資料を添付
 - 計画断面図・平面図(1/50) ※補助対象部分のみで可
 - 計画平面兼配置図(1/100) ※補助対象部分以外(内部等)は未定でも可
 - 現況立面図(1/50)
 - 現況平面図(1/100) } 新築の場合は不要
 - 屋根伏図(1/100)
- 現況写真
 - 建物(敷地)写真・・・2方向から撮影したもの
 - 町並み写真・・・建物(敷地)と周辺環境の状況がわかるもの

※指定機関

奈良町の町家の保存のために、補助金を効果的に運用することを目的として奈良市が指定する機関。

「奈良町家塾」(奈良町の町家の設計に精通している建築家等で構成される団体)を指定しています。

③ 指定機関の意見聴取

②で作成いただいた書類をもとに、奈良市が指定する機関（指定機関）から意匠に関する意見を聴きとります。

意見の内容は、対面でお伝えするとともに、書面にしてお渡します（内容が軽微な場合は書面のみ）。必要に応じて事業内容を再度ご検討ください。

④ 応募申請（令和8年8月31日まで）

③の意見をもとに修正があれば図面等を修正のうえ、応募書類を提出してください。

応募書類（紙及びデータ）

- 応募申請書 ※所定の様式を使用。事前相談後にお渡します。
- ②に記載する資料と同じもの ※修正がある場合は修正後のもの
- 見積書（補助対象箇所のもの）
- 指定機関の確認書（写し）
- 省エネ基準適合を確認する書類 ※新築建築物の場合

(2) 交付申請～修景事業完了まで（令和9年4月～令和10年2月）

詳細につきましては、交付申請前にご説明します。

① 応募申請結果の通知および交付申請手続きのご説明（令和9年4月1日以降）

4月上旬から応募申請結果についてお知らせするとともに交付申請手続きについてご説明します。

応募時から事業内容に変更が生じた場合は、内容を確認させていただくとともに交付申請に必要な書類等をご案内します。

② 交付申請

必要書類を提出いただけます。

補助金交付申請受付から交付決定通知までおおよそ1か月かかります。**交付決定通知日以前に着手または完了している事業は、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。**

③ 事業の実施（交付決定～令和10年2月29日まで）

交付決定後、修景事業を実施していただけます。必ず事業期間内（交付決定通知日～令和10年2月29日）に工事を完了してください。

交付決定後に事業内容を変更する場合は、必ず事前に観光戦略課にご相談ください。

相談なく変更された場合、補助金が交付できなくなる可能性もございます。

(3) 事業完了報告～補助金の交付

事業が完了しましたら、必要書類を提出いただけます。書類及び現地を確認し、適正に事業が行われたと認められましたら、申請者からの請求書に基づき、補助金を交付します。

6. 留意事項

(1) 建造物の維持管理について

補助を受けた建造物については、適正に維持管理をお願いいたします。

「奈良市補助金等交付規則（昭和59年4月27日規則第23号）」に基づき、以下の行為を実施した場合は、補助金の交付決定の取り消し、返還等を命じることがあります。

- 補助金を他の用途で使用したとき
- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に基づく市長の処分に違反したとき
- 補助事業で整備した建造物の財産について、事業完了後10年以内に、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して、使用、譲渡、交換、取り壊し、貸し付け又は担保したとき

(2) 情報の公開について

審査過程の公平性や透明性を高めるため、また、本事業の普及を図るための各種報告、広報活動等において、補助対象物件の名称、所在地、事業概要（事業費、補助金額、修景前後の写真、意見聴取内容）等について必要に応じて公表しますので、あらかじめご了承ください。

(3) その他の手続きについて

本事業実施に係るその他の手続き（建築確認申請、埋蔵文化財発掘届、景観法及びなら・まほろば景観まちづくり条例に基づく届出等）については、各関係機関に直接お問い合わせいただき、応募者ご自身の責任で行ってください。

(4) 建物省エネルギー法について

本事業を活用して建築物を新築する場合は、同一建築物の補助対象外部分についても、規模用途に応じた各種義務を果たしていただく必要があります。また、書面等での確認を求める場合があります。

お問い合わせ先

奈良市 観光経済部 観光戦略課 (申請手続きに関すること)

メール hojokin-syurisyukei@city.nara.lg.jp

TEL 0742-34-5609

ホームページ <https://www.city.nara.lg.jp/site/naramachi/10259.html>

ページ ID : 0204150

ホームページ

※補助事業の内容(意匠など)に関するお問い合わせ先

奈良市教育委員会 文化財課 TEL:0742-34-5369

